

豊郷南小児童用タブレットパソコン使用のルール

宇都宮市立豊郷南小学校

タブレットパソコンは、みなさんの学習に役立てるための道具です。みなさんの学習をより豊かにしていくために、タブレットパソコンを上手に活用していくことが大切です。そこで、『児童用タブレットパソコン使用のルール』を定めました。ルールを守り、タブレットパソコンを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。



1 このルールの対象となる機器

このルールの対象となる機器は、学校から貸し出されるタブレットパソコンです。

2 タブレットパソコンを使う目的

学校で貸し出すタブレットパソコンは、学習活動のために使います。タブレットパソコンを上手に使い、自分の学習に役立てていきましょう。

3 タブレットパソコンを使用できる人

自分が借りたタブレットパソコンを使用できるのは、本人・保護者及び学校の先生のみです。他の人に貸したり、人のタブレットパソコンを借りたりすることはしません。

4 使用する時のルール

タブレットパソコンは学校（市）から借りているものです。卒業するまで、同じタブレットパソコンを使います。次に使う人が気持ちよく使用できるよう大切に扱きましょう。

(1) 使う場面や時間

【学校で使うとき】

- ・学校では授業で使います。
- ・授業時間外で使用する場合は、学級担任の先生など、先生の許可を受けてから使います。
- ・使用後は決められたタブレット保管庫に片づけます。

【家庭で使うとき】

- ・家で使用する場合の使用時間は、
 - ◆低学年（1～3年）は午前9時～午後7時まで
 - ◆高学年（4～6年）は午前9時～午後8時までとします。
- ・家庭で使用するときは、保護者とよく話し合って家庭のルールを決めて使きましょう。
- ・家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。
- ・インターネットを利用するには、家庭のWi-Fi環境で使うことができます。
- ・登下校中は使用しません。

(2) タブレットパソコンを使うときに気を付けること

- ・健康のため、タブレットパソコンを使用するときは、目を画面に近づけすぎないように（40cm以上離す）気をつけたり、ときどき目を休ませたりしましょう。（1時間使ったら10分休む）
- ・タブレットパソコンはていねいに扱い、落としたり、水にぬらしたり、重たいものを上にのせたりしないようにしましょう。
- ・タブレットパソコンを持ったまま走ると転んでケガをしたり、落としたりする危険があります。あわてず落ち着いて持ち運びましょう。
- ・タブレットパソコンの画面はタッチパネルになっています。画面は指で操作します。刃物や鉛筆など先のとがったものでこすったり、押しついたりしないようにしましょう。
- ・画面をきれいにするときは「柔らかい布」でふいてください。

・タブレットパソコンのキーボードを打つときは、無理な力を加えることなく優しく丁寧に扱きましょう。

・故障かな？と思われる場合や、壊れた場合は、担任の先生に必ず知らせてください。

・タブレットパソコンは小学校の卒業時に、学校に返却します。次年度の1年生が使いますので、大切に使うてください。



(3) やってはいけないこと (禁止事項)

学校貸出用タブレットパソコンは学習活動で使うことを目的としていますので、使用しない機能を決めています。またトラブルを未然に防ぐためにも、次のこと (禁止事項) は絶対にしないようにしてください。

<禁止事項>

- ①自分のタブレットパソコンを人に貸したり、人のタブレットパソコンを借りたり、操作したりすること (教えたりする場合を除く)。
- ②自分の ID やパスワードを人に教えたり、人の ID やパスワードを聞いたりすること。
- ③他人の ID やパスワードを利用して使用すること。(不正アクセス行為とって、法律で禁止されています)
- ④タブレットパソコンの設定を学校の許可なく変更すること。
- ⑤タブレットパソコンにシールを貼ったり、文字や絵などを書いたりすること。
- ⑥先生の許可なく、タブレットパソコンを使って、画像や動画を撮影したり、録音したりすること。
- ⑦人が作った作品や、人の顔写真などを本人やその保護者の許可なく使用すること。
- ⑧自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)をインターネット上にあげ、他人が自由に見られる状態にすること。
- ⑨会話機能で相手の心を傷つけたり、相手にいやな思いをさせたりする書き込みをすること。
- ⑩音声、音楽、画像、動画、ソフトウェア、アプリ等を、学校の許可なくダウンロードしたり、アップロードしたりすること。
- ⑪メールの登録、ファイルの配信等を行うこと。
- ⑫ツイッターや Facebook, LINE など、SNS の登録を行うこと。
- ⑬課金の伴うサービスを利用すること。
- ⑭学校外などから持ち込んだデータを、本体のメモリーや、記録メディアに入れること。
- ⑮学校のネットワーク環境の不正利用やシステム障害などにつながる行為をすること。



5 その他 ～保護者のみなさまへ～

・家庭に持ち帰った際のインターネットへの接続については、各家庭の Wi-Fi 環境が利用できるようご協力をお願いします。

・この活用のルールに反した場合や学校の事情などによりやむを得ない場合は、タブレットパソコンの貸し出しを停止することがあります。

・この使用のルールは、令和3年4月現在のものであり、今後新たなルールが加わったり、ルールの変更があったりした場合はその都度お知らせします。

